

検査費 圓

療養指導費 圓

給與 圓

囑託旅費 圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓（農山漁村關係ハ二五、〇

〇〇圓）ノ三分ノ一迄トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル妊産婦、乳幼児ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 兒童保護思想啓發費（國費配賦）

ロ 乳幼児體力向上指導費（〃）

ハ 妊産婦保健指導費補助（國庫補助）

ニ 季節保育所費補助（〃）

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚

生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左

ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス（一戸當

施設費六五圓以内）

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉グル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ二年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制勞務令の公布

昭和十八年一月廿八日の伯林發同盟通信電報の報ず

るところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長

官ザウケル博士の名を以て強制勞務令を公布した。東

部戦線の重大化に伴ひ男女勞力を遺憾なく國防任務遂

行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨

を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上

四十五歳迄のドイツ女子は勞働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國

防任務遂行のために招集される。

一、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、勞働局

において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては

各個人は十分身邊の事情を申し出ることが出来る。

一、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服する

やうなことなく、勞働局において各個に慎重調査を

加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地

域において勞役に従事する。

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な産業部門

に於て一週間四十八時間以上の勞役に従事してゐる

男女(ロ)本業として農業に従事し、乃至公共事業に

従事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經

營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も公認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並

に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊

産婦、竝に學齡即ち五歳以下の幼児一人或は六歳以

上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

伊太利に於ける女子徵用制度の制定

女子動員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外

國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九

四二年に於いて一九二四年生れの男子動員を行ふと共

に、女子の一般産業部門への徵用制度を制定し、その

第一歩として三月一日以降運輸業(長距離を除く)、劇

場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の

使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的

に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範圍を擴充し、カフェー、

バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも

適用せられる方針であるといふ。

× × × × ×